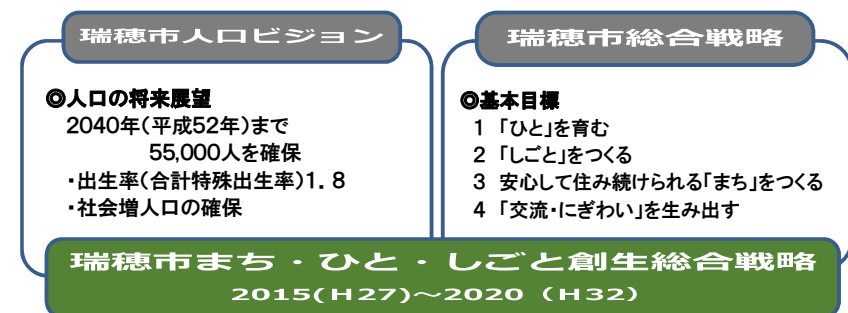


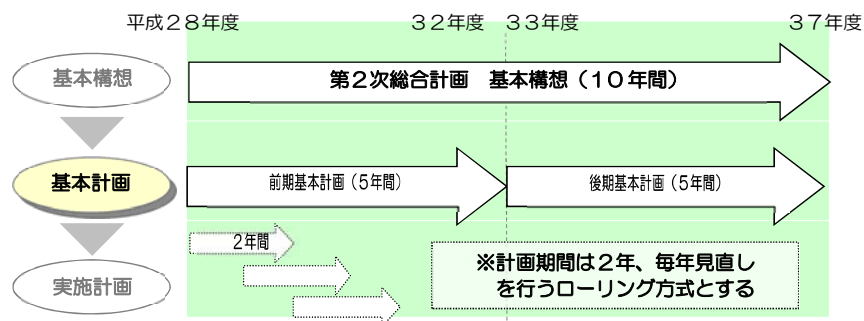
瑞穂市第2次総合計画 基本計画（案）

1 基本計画について

瑞穂市第2次総合計画は、まちの将来について、先に定めた「瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年10月初版策定）で示す長期ビジョンとの整合性に留意し、長期的な展望を見据えつつ、本市のまちづくりの目標や快適な市民生活の実現に資する施策内容を明らかにする「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成し、本「基本計画」は基本構想に定める将来都市像の実現に向けた施策・事業等を戦略的に推進するため、主要な施策・事業を体系的に掲げるものです。



基本計画の期間については、は平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間を前期基本計画、平成33（2021）年度からの5年間を後期基本計画とします。なお、必要に応じて見直しや変更を加えながら計画の達成を目指します。



2 瑞穂市第2次総合計画における重点施策（案）

まちの将来像（誰もが未来を描けるまち）の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの基本目標と、基本目標に定める分野ごとの取り組み課題の重要度を認識し、また、今後その解決に向けて分野の取り組みをリードしていく施策を「重点施策」として位置づけます。

重点施策は、瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づける施策・事業とも連動するものとします。（※下表中の【創】表示）

■重点施策一覧

分野	施策	主な事業・施策概要
治水・防災	○消防団員の確保	○団員確保対策（PR事業等）の実施【創】 団員の高齢化や減少を踏まえ、多様な団員確保を展開します。
	○災害に強い住環境の整備	○建築物等耐震化促進事業 耐震診断、補強工事など住宅の耐震化に向けた支援を促進します。
都市基盤	○駅周辺の活性化	○JR穂積駅周辺整備事業【創】 ○駅前商店街活性化事業【創】 JR 穂積駅利用者の利便性に即した新たな賑わいづくりを目指し、市内工商業関係者などを交えた駅利用者の利便性向上や商業喚起に向けた事業計画などの策定により、地域の再生、活性化を図ります。
下水道	○汚水処理施設の整備	○公共下水道事業 暮らしやすさと、自然環境との共生を実現できるまちづくりを進めていくため、市街化区域を中心とした公共下水道区域を拡大します。 ・整備期間50年・総工費315億円 ・平成28年度～調査・設計、翌年度以降着工予定
高齢者福祉	○地域包括ケアシステムの構築	○地域包括ケアシステム構築事業【創】 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
	○介護人材の育成	○介護人材育成事業【創】 介護の現場における慢性的な人材不足に対応するため、市域介護人材の育成と確保を目的として、介護事業所での現場労働体験をしながら、介護職員に必要な資格取得研修を実施し、修了者には介護事業所での正規雇用へつなげ、生活総合支援体制の整備を実現します。

分野	施策	主な事業・施策概要
医療・健康	○健（検）診体制の充実と医療費適正化の推進	○若年健康診査事業【創】 生活習慣病を予防する観点から、若い年齢からの健康診査を実施し、生活改善を支援します。
子育て支援	○子ども預かり施設の拡充・体制整備	○子ども預かり施設の拡充、体制整備事業 ○潜在保育士就業促進事業【創】 保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおける保育士、指導員等を確保し、受け入れ体制を拡充・整備します。
学校教育	○安全・安心な学校づくりの推進	○いじめ根絶等 인권教育推進事業 すべての児童生徒が楽しい学校生活を送っていくため、いじめ根絶などの 인권教育を推進します。
	○確かな学力の定着を図る教育の推進	○学力向上推進事業 児童生徒の生きる力の基礎となる基礎的な知識や技能、思考力や判断力、学ぶ意欲を身につける教育を一層充実します。
	○グローバル化対応教育の推進	○ＩＣＴ教育推進事業【創】 英語力やＩＣＴ活用技能など、児童生徒がこれからのグローバル社会に対応し、たくましく生き抜く力を育む教育を一層充実します。
農 業	○特色ある「瑞穂農業」の促進	○（仮）ＰＲサイト構築事業【創】 ○（仮）瑞穂ブランド創出事業【創】 「富有柿発祥の地」の積極的なＰＲや地元農産品を使った新商品の開発など、地域資源ブランドの創出を目指します。
商工業	○穂積駅周辺地域の商業活性化	○空家・空き店舗等利活用促進事業【創】 穂積駅周辺の空き家や空き店舗などを活用した出店促進などにより商業活動の活性化を目指します。
観光・交流	○新たな賑わいの創出	○民間施設（ボウリング場）を活用した地域活性化拠点創出事業【創】 既存の民間施設（ボウリング場）を活用し、企業や大学、市民や、団体などと行政が連携して運営する「官民協働型」の地域活性化拠点を創出し、移住や定住に繋がる交流や新たな賑わいの創出を目指します。※この事業は地方創生の優良施策（先駆的事业）として、国の交付金（先駆的事业）を受けて実施しています。
	○地域資源のブランド創出・魅力向上	○地域ブランド戦略推進事業【創】 市内にある「中山道」などを広くＰＲし、まちの魅力や認知度を高め、移住や定住につながる地域資源のブランド化を目指します。

分野	施策	主な事業・施策概要
財政運営	○総合計画の進行管理	○瑞穂市第２次総合計画推進事業 ○行政評価推進事業 行政評価と予算編成を連動した目標管理を行うことで計画の進行管理を行っていきます。また、「重点プロジェクト」の進行管理体制を確立し、各プロジェクトを実現します。
	○行政評価の充実と推進	
	○組織体制の強化と人材育成	○職員育成計画推進事業 時代に対応した柔軟で機動的な組織体制への再編を進めるとともに、職員の資質向上を図り、幅広い視野と企画創造力を持った人材を育成します。
	○公共施設等の適正管理	○公共施設等総合管理計画推進事業 高度成長期に建てられた公共施設等の老朽化に伴う更新等を見据え、長期的視点に立った計画的な改修や長寿命化などによる財政的負担の軽減や平準化を図るため、公共施設等の総合的かつ一元的管理を推進します。
	○広域行政の推進	○広域連携推進事業 市民の生活や活動が広域化しており、新たな広域行政サービスの展開など周辺の自治体との連携を強化し、各地域の特性を生かし、広域的視点に立った行政サービスの提供を行ないます。
	○計画的な財政運営	○中期財政計画 市の財政状況を表す各指標の推移に留意し、中期財政計画に基づく計画的な財政運営を展開します。
	○適正な受益者負担と公有財産の管理	○費用負担適正化事業 公平性や受益者負担に基づき、費用負担の適正化に努めます。また、未利用地や活用見込みがない土地や建物などを処分、貸付けするなど、公有財産の有効活用を進めます。
	○歳入の確保	○ふるさと納税の推進 ふるさと納税や公民連携による事業収入などによる新しい歳入の創出に努めます。
	○新地方公会計制度の導入・推進	○新地方公会計制度の導入 民間の企業会計的手法を取り入れた「新地方公会計制度」では、作成する財務書類により、資産や資金の流れなどの市の現状が把握でき、より正確な情報を市民の皆様にご公表することで、分かりやすく透明性のある情報提供が可能となります。また、資産・債務の適切な管理効果が得られることにより効率的な行政運営に生かされていくことになります。

分野	施策	主な事業・施策概要
協働	○魅力ある情報発信	○情報発信充実事業 若い世代の市政への関心を高めるための情報提供を充実します。また、市が提供する情報と市民が欲しい情報とのバランスに留意しつつ、新たな情報提供手段を取り入れながら魅力ある情報発信を進めます。
	○市民の参加・参画機会の充実	○まちづくり推進事業（参加・参画の促進） 市民の積極的な参加・参画を促し、アイデアや意見の反映を促進するため、市民がそれぞれの立場でまちづくりに関わっていくためのステップアップの仕組みや参加・参画の新たな手法を検討し、若い世代でも参加しやすい環境整備を進めます。
	○まちづくりの担い手育成	○まちづくり推進事業（担い手育成） 地域を良くしていくために市民自らができることを考え活動することができるよう、相談員の設置やセミナーの開催などによる市民協働の意識啓発や、まちづくり活動を行う組織への育成支援などにより、まちづくりの担い手育成を進めます。
情報	○行政サービスの情報化推進	○行政サービス情報化推進事業 情報システム全体の最適化による、効率的なサービス展開を図り、ワンストップ行政サービス（総合窓口）を推進します。また、マイナンバー制度の運用に伴い、電子上での様々な行政情報サービス提供が可能になることが見込まれ、個人番号カードを利用した電子申請などによる行政情報サービスの向上を推進します。
	○情報セキュリティ体制の強化	○情報セキュリティ対策事業 情報セキュリティの確保に組織的・体系的に取り組む「情報性セキュリティマネジメント」の有効性を継続的に改善し、リスク管理が効果的に実施されるよう専門的知識を持った第三者が客観的に評価を行う「情報セキュリティ監査」を定期的に実施します。

3. 計画の推進に向けた留意点

○PDCAサイクルに基づく進行管理

進行管理・評価は、以下の通りPDCAサイクルを総合計画に基づいて実施される施策・事業について実行することで行います。

より効果の高い施策・事業の展開を図るため、施策・事業の評価(Check)と施策・事業の見直し(Action)については、施策・事業実施後の事後評価を行い、これに基づいて各施策・事業について新設、拡充、縮小、廃止などの見直しの方向性の立案を行うとともに、実施前の事前評価をフィードバックしていきます。

○協働と自立によるまちづくりの浸透と実践

市民（及び団体、企業、etc.）と行政とがそれぞれの役割を持って、お互いに協力し、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという責任を持ってまちづくりに取り組む必要があります。

○行政経営の観点からの市政運営推進

行政経営においても、民間企業経営の観点で、何のために行うのかというビジョン設定、継続的に成長していくための戦略作成、ヒト・モノ・カネ・情報という資源を効率的・効果的に活かし、持続的に発展させていく基本的な考え方を取り入れていきます。

【基本計画事項】

・基本目標ごとの計画事項を示します。

1. 現状・課題

- 地域防災計画の作成により、災害予防、災害応急対策などにかかる市及び各種団体の事務、業務などを定めています。社会情勢、防災関係の各種法令、制度、施設などの変動に合わせ、内容を随時見直し、検討を行い修正・更新をしていく必要があります。
- 本市は、地震・洪水ハザードマップの作成、防災行政無線・各種メールシステムの整備等による災害時の情報伝達手段の多様化を図っています。災害が発生した時に市民が迅速かつ適確な避難行動をとることができるよう、社会状況、通信技術の変化に対応し市民にわかりやすい情報提供が必要になります。
- 家屋の倒壊による被害を未然に防止するため、今後も建物の耐震診断や耐震補強への支援を行う必要があります。また、防災備蓄倉庫の増設や備蓄食料、資機材等の備蓄を進める必要があります。
- 市内に18本流下する一級河川は、台風や局地的豪雨等により河川・排水路等の氾濫により被害をもたらす恐れがあり、今後も国、県と連携しながら、計画的な治水事業を進めることが必要です。
- 局地的集中豪雨等により、道路の冠水被害が発生していることから、排水路（公共下水道の雨水渠）整備の拡充が求められます。
- 東日本大震災以降、大規模災害発生時における自助・共助の重要性が再認識されています。「自分たちのまちは自分たちで守る」ことができる住民同士の連帯感や、地域の自主防災力を強化することが重要です。高齢者や障がい者等、避難等に支援が必要となる避難行動要支援者への対応についても、地域で検討することが求められています。
- 自主防災組織は、基本的に自治会単位で組織されていますが、組織化が進んでいない地域での設立促進や既存組織の維持・拡充が課題となっています。
- 市や自主防災組織が中心となって行う防災訓練、防災研修の実施など、市民及び地域の防災力を強化するための取り組みを行っています。災害に強いまち、減災のまちをつくるためには、今後も市全体で取り組みを推進するとともに、防災意識をさらに高めていくため、防災に関する知識や技術の普及啓発を進める必要があります。
- 地域防災の中核をなす消防団（水防団）は、近年団員の確保が困難となってきており、活動への市民の理解や参加意識の向上が必要です。また、団員確保に向けて、女性や学生も対象にしていくことも求められます。
- 防災上、居住環境上の課題を抱える密集市街地では、都市の安全確保のための整備改善が求められています。

2. 目指すべきまちの姿

- 災害などに対する対応力が強化され、安心して暮らせるまちになっています。
- 各家庭や地域での防災意識が高まり、市民の災害に対する備えができているまちになっています。
- 自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高いまちになっています。

3. 施策

<主な事業>

（１）防災体制の充実 ・市の防災に対する組織体制の充実や防災情報等の発信手段の多様化や情報内容の充実を図ります。 ・災害時の外部応援体制の充実を図ります。 ・避難所となる公共施設や防災備蓄倉庫などへ非常用物資及び資機材を拡充します。また、避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の整備を行います。	○ハザードマップの更新及び地域防災計画の改正 ○各種団体との災害応援協定の締結 ○市内の防災備蓄倉庫の増設、耐震性貯水槽の整備及び備蓄品等の充実
（２）地域防災力と防災意識の向上 ・自治会、自主防災組織等に対し、防災講座の開催、防災訓練の実施等について支援します。 ・災害の対応能力や自助・共助の意識の向上を図るため、各種防災訓練や研修機会を充実します。	○各種防災訓練、研修等の実施 ○自主防災組織への支援
（３）消防団員の確保 ・団員の高齢化や減少を踏まえて、多様な団員確保策を展開します。	○団員確保対策（PR事業等）の実施【創】 ○関係機関への協力依頼 ○女性・学生消防団員の募集
（４）治水事業の推進 ・牛牧排水機場の改修について、関係機関との調整を図ります。 ・雨水排除の設備を充実します。	○牛牧排水機場改修事業
（５）災害に強い住環境の整備 ・密集市街地の改善や住宅の耐震化向上にむけた耐震診断、補強工事等に対する支援を行います。 ・狭あい道路等の調査を実施します。	○建築物等耐震化促進事業【重】

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			５年後	１０年後
防災備蓄倉庫の増設	棟	11	22	25
災害応援協定の締結先(累計)	箇所	34	40	44
防災訓練等参加者（人／年）	人	700	1,200	1,400
消防団員数	人	220	242	242
耐震性貯水槽の整備	箇所	5	10	15
牛牧排水機の整備（排水量）	m ³ /s	3	4.7	4.7
住宅の耐震化率	%	80	95	97

●関連計画

瑞穂市地域防災計画	瑞穂市消防団5ヵ年計画	瑞穂市国民保護計画
瑞穂市公共下水道全体計画	瑞穂市耐震改修促進計画	瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 現状・課題

- 近所とのつながりの希薄化などによる地域の犯罪抑止機能の弱体化や社会的な規範意識の低下が進むことなどにより犯罪発生件数の増加が懸念され、犯罪のない安全で安心な地域づくりへの取り組みが求められます。
- 手口が巧妙化するサイバー犯罪や特殊詐欺などの新たな犯罪等に市民が巻き込まれる危険性が高くなっています。
- 悪質商法や架空請求などの詐偽行為など、消費生活に関する問題はますます深刻化しています。国においては、内閣府に消費者庁を設置（平成 21 年）し商品・サービスごとに所管官庁が分かれていた消費者行政を一元化し、消費者、生活者の視点に立った消費者保護と推進しており、市町村においても消費者行政の充実が求められています。
- 本市では、地域の安全を守るため、市職員が、朝日大学学生など市民ボランティアとともに青色回転灯を装着した車を利用して地域パトロールや子どもの見守り活動を行っており、警察だけでなく、地域住民、行政がそれぞれの役割を担い、連携しながら地域の防犯体制を確立していくことが重要です。特に、住民同士のつながりが強い地域では、犯罪発生が低い傾向がみられるため、地域ぐるみでの防犯対策が有効となります。
- 本市には、国道 2 1 号や主要地方道北方多度線などの幹線道路が通過しており、市内全域において交通量が多いことから、依然、交通事故が多発している状況にあります。交通事故の多くは交通ルールやマナーを無視したモラルの低下に起因することが多く、幅広い啓発活動の展開などにより交通安全の意識を高めたり、交通事故を抑止するため、交差点・通学路等の道路環境や歩道等の交通安全施設の点検・整備が求められています。
- 交通事故の被害者の多くは、子どもや高齢者となっています。交通事故を防止するため、年齢に応じた交通安全教育の徹底をさらに進めていく必要があります。

2. 目指すべきまちの姿

- 地域を守る体制が充実した犯罪を起こさせない安心なまちになっています。
- 市民一人ひとりの交通安全に対する意識の高まりや、積極的な交通安全対策の推進により、交通事故の少ない安全・安心なまちになっています。
- 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるまちになっています。

3. 施策

＜主な事業＞

（１）防犯・交通安全教育

- ・子どもや保護者、高齢者を中心に、防犯及び交通安全の出前講座などを実施します。

- 交通安全出前講座
- 防犯出前講座

（２）防犯環境の充実

- ・街路灯の増設により、夜間の防犯環境を充実します。

- 街路灯設置事業

（３）青パトの活動規模拡大

- ・朝日大学大学生や防犯ボランティアの方々との活動を実施します。

- 青色回転灯防犯パトロール活動
- 青色回転灯防犯パトロール車貸出事業

（４）自転車盗難防止

- ・北方警察署、防犯協会、朝日大学等と協力して啓発チラシの配布、駐輪場に注意書きを掲示します。

- 協力団体との啓発活動

（５）交通安全施設等の設置

- ・カーブミラーやガードレールなどの設置を充実します。
- ・一時停止などの交通規制実施について、積極的な働きかけを行ないます。

- 交通安全施設等整備事業
- 警察・公安委員会に対する要望

（６）消費者行政の推進

- ・消費生活に関する様々なトラブルに対応するため、消費生活相談員による相談事業や消費者事故などに関する必要な情報を市民に提供、啓発することで、消費者被害の発生・拡大を防止します。

- （仮）消費者行政推進事業

4. 目標指標

単位

現状値

目標値

5年後

10年後

交通安全出前講座及び防犯出前講座の開催回数

回/年

100

115

130

街路灯設置数

基

4,466

4,700

4,850

青色回転灯防犯パトロール活動
（貸出による活動を含む。）

回/月

4

8

12

自転車盗難被害件数

件/年

95

70

50

基本目標	2 便利で快適に暮らせる美しいまち ①都市基盤
------	-------------------------

1. 現状・課題
●都市計画マスタープランを始めとする各種計画に基づき、少子高齢化の進展などの社会潮流を考慮した市街化の適正な誘導や集約型都市構造への再編など、適切な土地利用を推進していく必要があります。 ●東海環状自動車道インターチェンジに近接、または接続する利便性の高い地域では、計画的な土地利用が求められています。 ●国道21号や東海環状自動車道のインターチェンジ整備にあわせ、沿道への新たな産業の立地誘導など、有効かつ計画的な土地利用が必要です。 ●市の玄関口であるJR穂積駅は、1日8,000人を超える乗降客数があり、主に通勤、通学などの利用による集中した混雑が発生していることから、利便性・機能性の向上が求められています。 ●JR穂積駅周辺部は、市の玄関口としての賑わいが感じられない面もあり、小規模ながらも継続的な事業実施により、賑わいの創出、地域の活性化が求められています。 ●市内には18本の一級河川が流下するなど、恵まれた自然環境を活かしながら、生活に身近な自然や緑を感じられる環境を守り、かつ水辺を活用した親水性の高い空間づくりが求められています。 ●住宅地では、人口の空洞化・高齢化が進んでおり、また、身近にあった商店等の減少により、徒歩圏での日常生活の維持が困難になる等の問題が生じている地域があり、これらの改善が求められています。 ●学術拠点としての機能を有する朝日大学と連携したまちづくりが必要です。 ●全国的に増加傾向にある空家等で、防災・衛生・景観等の管理が不十分なものについて適正な管理が求められています。 ●耕作放棄地や河川などへの不法投棄により悪化しているまちの環境について、環境改善に向けた景観に対する意識の向上が求められています。

2. 目指すべきまちの姿
●豊かな自然環境の中で、計画的な市街地の形成と適切な土地利用が図られ、誰もが快適に生活できるまちになっています。 ●賑わいと活力が感じられるJR穂積駅周辺とスムーズにアクセスができる交通環境の整った都市拠点になっています。 ●過度に自家用車に依存しない、歩いて便利に暮らせるコンパクトなまちになっています。 ●地域の特性を活かし、農業振興に寄与する6次産業施設や流通施設等が幹線道路の沿道に立地し活性化したまちになっています。 ●大学と連携した先端産業が立地し、若者が魅力を感じる住環境が整ったまちになっています。

3. 施策	＜主な事業＞
（１）市全体の総合的かつ計画的な土地利用計画の推進 ・社会情勢の変化に対応していくため、都市計画マスタープランなどの計画を適宜見直します。	○都市計画マスタープランの見直し
（２）駅周辺の活性化 ・JR穂積駅利用者の利便性に即した駅周辺の新たな賑わいづくりについて、市内商工業関係者などを交えながら事業計画などを策定し、駅利用者の利便性向上とこれに連動する商機喚起による地域の再生・活性化を図ります。	○JR穂積駅周辺整備事業 【創】 ○駅前商店街活性化事業 【創】
（３）集いの場整備 ・地元地域との連携によりまちの緑を保全します。	○公園・緑地等整備事業 ○都市緑化推進事業 ○水と緑のネットワーク整備事業
（４）住宅地等の整備 ・生活の拠点となる魅力ある商業地や住宅地の形成に向けた都市基盤整備を行います。	○土地区画整理事業 ○地籍調査事業
（５）空家等対策の推進 ・空家等対策計画の策定し、その他空家等に関する施策を推進します。	○空家等対策定事業
（６）景観計画の策定・推進 ・景観計画を策定し、良好な景観の保全、形成に関する取り組みを推進します。	○景観計画の策定

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			５年後	10年後
駅利用者の満足度	%	—	現状値から ＋5%	—
公園・緑地整備（1人当たりの面積）	m ²	6.36	7.40	8.00
空家等対象数	%	—	80	60

●関連計画
瑞穂市都市計画マスタープラン 瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略 岐阜県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 瑞穂市公園・緑地等基本計画

基本目標	2 便利で快適に暮らせる美しいまち	②交通基盤
------	-------------------	-------

1. 現状・課題
●都市空間や様々な拠点間を結び、災害時には緊急輸送の機能を担うなど市民の暮らしを支える大切な都市基盤として、「国道21号」を中心とする広域幹線道路網の更なる機能強化に努めていくことが必要です。 ●広域幹線道路網の整備に国や県と連携して取り組み、市内幹線道路の整備とあわせて円滑に移動できる交通ネットワークを構築する必要があります。 ●JR穂積駅を中心とした生活拠点間及び都市間を結ぶ公共交通ネットワークの形成が求められています。 ●少子高齢化の進展などを踏まえ、誰もが安全・便利に暮らすことができる生活空間を形成するため、公共交通網の充実や利便性、安全性に配慮し、すべての人が利用しやすい交通基盤の整備を進めていく必要があります。 ●緊急車両の進入が困難な狭あい道路が多数存在していることから、日常生活の利便性や防災性の向上が求められます。 ●老朽化する道路ストックの適正な維持・管理に努めるとともに、自転車歩行者道の設置や、交通安全施設の設置など、市民が安心して利用できる道路環境づくりが必要です。

2. 目指すべきまちの姿
●本市と近隣市町とを結ぶ主要な広域幹線道路とともに、日常生活の利便性や防災性を備えた、生活道路が整備されたまちになっています。 ●みずほバスなどの公共交通機関により、誰もが安全・円滑に移動することがでるまちになっています。 ●交通混雑がなく、歩行者・自転車利用者の利便性や安全性の高い道路が整備されたまちになっています。

3. 施策	＜主な事業＞
(1)道路ネットワーク網の整備 ・都市の活性化に寄与する広域的かつ機能的な道路交通体系を確立します。	○高規格道路整備 ○国・県道整備事業 ○街路整備事業
(2)公共交通の利便性向上 ・鉄道及びバスの運行時間の相互調整などによる連絡強化を図ります。	○地域公共交通網形成計画 ○ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業
(3)市内幹線道路・生活道路の整備 ・市内幹線道路の計画的整備や、歩行者や自転車などに配慮した道路を整備します。 ・道路ストックの適正な維持管理を行います。	○幹線道路網整備事業 ○交通安全施設整備事業 ○自転車歩行者道整備事業 ○橋梁長寿命化修繕事業

●目標指標	単位	現状値	目標値	
			5年後	年後
みずほバス利用者数	人	63,000	70,000	75,000
自転車歩行者道整備事業	km	28	29	30
橋梁長寿命化修繕率	%	46	88	100

●関連計画	
瑞穂市道路整備計画	瑞穂市公共施設等総合管理計画

基本目標

2

便利で快適に暮らせる美しいまち ③上水道・下水道

1. 現状・課題

- 社会経済が発展し、生活水準が向上するにつれて、工場等からの排水よりも生活排水からの汚れが目立つようになっています。河川等の水質を悪化させる、主な要因である生活排水への更なる対策が求められます。
- 上水道施設は、市民生活や経済活動において欠くことができない重要なライフラインであり、今後も人口増加や生活水準の向上等により水需要は増加することが予想されるので、安全でおいしい水を安定的に給水できるよう、施設の拡充整備や適正な管理を行う必要があります。
- 上水道施設の配水池や配水管路については、経年劣化が進む中で、施設の計画的な更新や耐震化を図り、災害に強い施設整備を行う必要があります。
- 災害時においても安全でおいしい水を給水できるよう、応急給水体制の確立が求められます。
- 下水道については、公共下水道を都市計画に定め、下水道管及び下水処理場の整備計画を進めており、これらを継続的に実施していく必要があります。また、既存の下水道事業については、下水道使用料収入のみで汚水処理に必要な経費を賄っておらず、経費回収率の向上による中長期的な経営の安定化を図る必要があります。
- し尿処理については、収集・運搬業務は許可業者及び民間委託、処理業務は本市と本巣市、北方町で構成する「もとす広域連合衛生施設し尿処理場」で行っていますが、施設の老朽化が進んでおり、施設管理者との連携を密にするとともに、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、処理の円滑化・合理化を進めていくなど、一層の充実を図ることが必要です。

2. 目指すべきまちの姿

- 安全でおいしいきれいな水が、安定的に供給されるまちになっています。
- 公共用水域の水質が保全され、公衆衛生が向上するまちになっています。
- 下水道事業が効率的に実施され、下水道経営が安定するまちになっています。
- し尿処理が適切に行われ、環境衛生が高い水準で維持されているまちになっています。

3. 施策

<主な事業>

(1) 水道水の安定供給 ・水道普及率の向上を目指し拡充整備事業を推進します。	○上水道拡充整備事業
(2) 老朽配水管の更新整備 ・配水管の耐震化を推進します。	○配水管路網更新（耐震化）事業
(3) 災害用給水装置の確保 ・災害時応急給水体制を確立します。	○給水タンクや災害用給水装置、水道管材料等の計画的備蓄によりライフラインを確保
(4) 汚水処理施設の整備 ・公共下水道区域を拡大します。また、下水道未供用区域については、浄化槽の設置を促進します。	○公共下水道事業【重】 ○浄化槽設置整備事業
(5) 下水道施設の維持管理 ・下水処理場は、経過年数に応じた予防保全を行い適切な維持管理を実施します。 ・下水道管は、定期的な点検を実施し施設の延命に努めます。	○下水処理場及び下水道管の維持管理

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
上水道普及率	%	86.0	86.8	87.8
上水道有収率	%	80.3	81.8	83.2
配水管耐震化率	%	1.3	7.4	12.8
汚水処理人口普及率	%	54.1	59.1	70.0
下水道人口普及率	%	8.1	8.1	14.0

●関連計画

瑞穂市水道ビジョン	瑞穂市基幹管路網更新計画
瑞穂市都市計画マスタープラン	岐阜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
瑞穂市生活排水対策推進計画	木曽川及び長良川流域別下水道整備総合計画
瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）全体計画	

便利で快適に暮らせる美しいまち

④自然環境・衛生環境

1. 現状・課題

- 環境に対する市民の関心は高まっており、特に身近なごみや生活環境の問題に高い関心が寄せられています。環境保全は一人ひとりの日々の生活における取り組みが不可欠であり、その重要性を学ぶ機会が必要になります。
- これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、新たに採取する資源をできるだけ少なくし、より環境に低負荷となる循環型社会への取り組みが求められます。市民や事業者には、廃棄物などの Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）3Rへの理解と取り組みが求められています。
- 平成23年8月から粗大ごみの収集を有料化し、以後事業系のごみ搬入がなくなり、1人1日あたりのごみ総排出量は、平成19年度の926gをピークに年々減少し、平成26年度には732gとなっており、減量化に一定の効果が得られています。可燃ごみについては、西濃環境整備組合において処理していますが、今後も安定的に処理を行うためには、住民意識の啓発によるごみ減量化、資源化の徹底などの取り組みが必要です。
- 本市では、生ごみ処理容器の購入や集団資源回収への補助により、「市民にできるごみの減量化」について支援を行っています。今後は、生ごみの水切りの徹底や食品ロスの削減などによる更なるごみの減量化が必要です。
- ごみの収集に当たっては、ごみの種類により「ステーション方式」、「拠点回収」、「直接搬入」、「個別収集」、「戸舎回収」の方式を採用しています。また、穂積地区におけるプラスチック製容器包装、巣南地区における陶磁器・ガラス類のステーション回収を平成27年7月より開始しており、分別区分を統一しています。
- 廃棄物減量等推進員を設置し、ごみの減量化、分別化の徹底を図っています。
- まちの景観を損ねる不法投棄、ポイ捨て、ペットの糞の始末などについて、立て看板を設置し注意喚起を行っています。今後はまちの環境美化に配慮した取り組みの継続が必要です。
- 本市の生活排水処理率は、全国及び岐阜県を大きく下回っています。水質環境の維持、保全のため生活排水処理率の向上が必要です。

2. 目指すべきまちの姿

- 地球環境保全の視野にたち、「循環型社会」が確立されたまちになっています。
- Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）3Rへの理解と行動する市民が生活するまちになっています。

3. 施策

<主な事業>

（１）収集・回収拠点の充実

- ・高齢化の進展に対応したごみの排出支援体制の構築を目指します。
- ・未来の森を資源回収拠点（エコステーション）として整備し、市民の利便性を高めます。
- ・生ごみの堆肥化による減量を推進します。

- （仮）廃棄物排出体制整備事業
- （仮）資源回収拠点整備事業

（２）不法投棄等の防止

- ・河川沿いを中心に警察との連携及び地域住民との情報共有に努め、不法投棄の抑止に努めます。

- （仮）不法投棄防止推進事業

（３）生活に身近な環境の美化

- ・市民一人ひとりが身近にある環境や自然に目を向けながら環境問題への認識を深められる情報提供に努めます。
- ・ごみ排出量削減、リサイクル率向上を推進します。
- ・下水道未供用区域については、浄化槽の設置を促進します。

- （仮）環境美化教育及び啓発事業

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
廃棄物排出支援	回	0	80	130
環境美化教育及び啓発（リサイクル率）	%	19.3 (H26)	24.0 (H30)	30.0 (H35)

●関連計画

瑞穂市一般廃棄物処理基本計画
瑞穂市災害廃棄物処理計画

瑞穂市地球温暖化対策実行計画
瑞穂市生活排水対策推進計画

1. 現状・課題

- 市内には98の自治会があり、自治会加入率は、71.7%（平成27年4月末）となっています。
- 市の高齢化率は19.4%と全国の平均を大きく下回っていますが、中地区、西地区など高齢化が進む地域もあり、地域の人口についても、増加する地域と、減少傾向が続いている地域が混在しており、地域毎の人口、年齢構成に大きな違いがあります。
- 近年各地で起きている大規模災害などにより、住民の防災意識は高まっています。今後起こり得る災害に備え、地域防災力の強化がより一層求められています。
- 「共助、自助」を基本とした各自治会における自主防災活動が定着してきており、校区や自治会での防災訓練、防災講習などを通じた自治会内防災ネットワーク体制の構築が進みつつあります。
- 地域における問題や課題を、地域の人たち自身で解決していくための自治組織として、概ね各小学校校区を単位とした校区自治会連合会（地域自主組織）の設立支援を促進しています。

2. 目指すべきまちの姿

- 地域みんながつながり、協力する、あたたかいコミュニティのまちになっています。

3. 施策

＜主な事業＞

（１）自治会加入促進

- ・広報誌掲載や自治会活動パンフレット作成・周知による加入促進活動を住民の居住形態にも配慮して実施します。

○自治会加入促進事業

（２）校区自治会連合組織の設立等支援

- ・小規模多機能自治体制の構築に向けて、校区自治会連合会組織の設立をします。

○（仮）校区自治会連合会支援事業

（３）地域の多様な世代間の交流促進

- ・若い世代が自治会活動や連合会活動に参加・参画する地域活動を支援します。また、活動の拠点となる施設整備への支援により、地域の連携体制を確立し、地域のなかの多様な世代間交流を促進します。

○地域拠点施設整備支援事業

4. 目標指標

	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
自治会加入率	%	71.7	73.0	75.0
校区自治会連合会設立数	組織	1	7	7

基本目標	3 心が通う助け合いのまち	②高齢者福祉
------	---------------	--------

1. 現状・課題
●団塊の世代が高齢期を迎える平成27年には、国民の4人に1人が65歳以上に、平成37年（2025年）には、高齢化率が30%を超える超高齢社会を迎えます。本市の高齢化率は19.4%（平成27年4月1日現在）で、今後も増が推計されています。高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が増えています。 ●高齢化の進展により認知症患者数も増加しています。高齢者になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が求められています。 ●高齢期を迎えても生き生きと生活していくためには、積極的に生きがいを進めていくことが必要です。高齢者が楽しく学び、心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習、芸術・文化、スポーツ活動などに参加する機会が求められており、それぞれが持つ知識・経験を活かした地域貢献・就労などを行うことができる機会の創出などが重要になります。 ●核家族化の進展による単身の高齢者や高齢者のみの世帯の増加などに伴い、高齢者虐待や消費者被害が増加する傾向にあります。権利擁護の観点から関係機関との連携を強化し、迅速な対応を図ることが必要です。 ●認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすためには、必要な医療や介護、さらに日常生活における支援が有機的に結び付いた体制を整えることが重要です。認知症の人にその状態に応じた適切な支援・サービスが提供されるよう、介護・医療・地域の各サービス関係者が連携を図っていくことが必要です。 ●超高齢社会においては、高齢者は福祉やサービスの受け手としてだけでなく、担い手としての役割も期待されています。元気で活力ある高齢者自身が、ボランティアや地域の見守り・支え合い活動の担い手となり、地域を活性化させていくことが重要です。

2. 目指すべきまちの姿
●住まい、医療、介護、予防にいたる、高齢期の包括的な支援体制が整ったまちになっています。 ●高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもち、健康で安心して暮らせるまちになっています。

3. 施策	<主な事業>
（1）地域包括ケアシステムの構築 ・要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組みを構築します。 ・生活支援サービスに関わる団体・NPO・ボランティアを支援しネットワーク構築に取り組みます。 ・瑞穂市社会福祉協議会（もとす広域連合委託）が設置する地域包括支援センターなどの体制強化、支援を行い、協力して地域に密着した介護予防及び福祉施策を展開します。 ・在宅で介護を行う家族介護者の負担軽減や、在宅で暮らす高齢者の安全確保、栄養改善のための日常生活支援サービスを充実します。 ・地域での実践的な介護人材を養成します。	○地域包括ケアシステム構築事業【創】 ○在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどの相談体制整備事業 ○日常生活支援サービスの充実 ○介護人材育成事業【創】

（2）高齢者の健康・生きがいづくり ・老人クラブ活動の支援を行い、スポーツや文化活動など高齢者の生きがいづくりを応援します。 ・シルバー人材センターの活動の支援を行い、高齢者の社会参加と福祉の向上を目指します。 ・高齢者の機能訓練や老人クラブなどの活動の場、高齢者の憩いの場として高齢者の保健・福祉拠点の管理・運営を行います。	○老人クラブ活動（連合会）支援事業 ○シルバー人材センター活動支援事業
（3）認知症対策の推進 ・認知症の早期発見・早期治療に繋げるため、医療機関などと連携し相談機会を充実します。 ・認知症ケアパスの普及、認知症に対する支援員を配置するなど、介護施設、医療機関などと連携しつつ、より身近な場所での認知症患者やその家族を支援します。 ・キャラバンメイトの養成を推進し、認知症サポーターの確保を強化し、認知症の正しい理解と支援を広めます。 ・認知症サポーターを活かした地域活動の輪を構築し、認知症を抱える方が安心して生活できる環境づくりに努めます。 ・緊急通報体制支援事業を活用し、認知症の方に対する継続的な見守り及び徘徊ネットワークを構築します。	○認知症相談体制整備事業 ○キャラバンメイト養成推進事業 ○認知症サポーター養成事業 ○緊急通報体制支援事業
（4）介護予防 ・介護保険制度の改正より、一部の保険給付が市町村の事業に移行されたことに伴い、従来から行ってきた介護予防事業を充実させるとともに、特に国が示す重点項目について更に充実していきます。	○介護予防・日常生活総合支援事業 ○包括的支援・任意事業 ○生活支援体制整備事業

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
地域包括支援センター・在宅介護支援センターの数	ヶ所	4 (H27年度)	6	6
老人クラブの会員数	人	3,662 (H27.4.1)	3,800	4,000
敬老事業の実施率	%	95.8 (H27年度)	98	100
キャラバンメイト養成	人	23 (H27.12.31)	40	60
認知症サポーター養成	人	1,204 (H27.12.31)	2,500	5,000

● 関連計画	
瑞穂市地域福祉計画	もとす広域連合介護保険事業計画
瑞穂市老人福祉計画	
瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略	

基本目標	3 心が通う助け合いのまち	③地域福祉
------	---------------	-------

1. 現状・課題

- 少子高齢化の進展や、産業構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域における住民相互の繋がりが希薄化しており、お互いに助け合い、支え合いという相互扶助機能が弱まっています。本市は、若い世代が多く住む地域がある一方で、高齢化が進む地域もあり、身近な地域の実情に即した様々な福祉問題の解決に向けた取り組みが求められます。
- 本市では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の福祉ボランティア団体など、多様な担い手による地域福祉活動が進められています。一方で、担い手不足や活動の継続などが懸念され、市民生活のなかで、より身近なものとしてこうした活動のすそ野が広がっていくよう、地域での支え合い活動（サロン等）への支援を行っていくとともに、団体間の連携などについても検討していく必要があります。
- 単身世帯、高齢者のみの世帯が増加するといった世帯規模の縮小により、地域の見守りや、いざという時の身近な地域支援の必要性が高まっています。
- 誰もが健やかに生涯を送れるように社会全体で支援が必要な人を支えるしくみを地域で構築する取り組みが進んでいますが、福祉サービスは行政のみでなく市民活動団体、事業者等の多様な主体が担い手となって支援を必要とするかたに提供できるように進めていく必要があります。
- 生活環境の変化や人との繋がりのなかで、誰もが持っている権利などがおびやかされることがないように、各関係団体と連携しながらお互いの尊厳を認め合い守ることのできる地域社会を整えていく必要があります。
- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は重大な人権侵害であり被害者の多くは女性であることから事態が深刻になりやすいこともあります。保護を求めてきた被害者の人権を守るように各関係機関との連携し相談・支援の一環した支援体制を整備していく必要があります。

2. 目指すべきまちの姿

- 地域で支え合う福祉の大切さ、意識の高まりによって、人と人との共支え合い、安心して生き生きと暮らせるまちになっています。

3. 施策	＜主な事業＞
（１）地域で尊重し、支え合う意識づくりと担い手づくり ・地域でお互いを尊重し支え合う意識づくりや、交流の場への参加を推進します。 ・地域福祉活動コーディネーターなどを育成します。 ・市社会福祉協議会や NPO など福祉に関わる各種非営利団体への支援を行います。	○地域ふれあい・いきいきサロンなどの地域での活動へ支援事業 ○ボランティアの養成・活動にかかる支援事業 ○日本赤十字社瑞穂市地区活動事業
（２）見守り体制の強化 ・支援を必要とする人に対する地域での見守り体制の強化や連絡体制を構築します。	○緊急通報システムの活用など高齢者や障がい者の緊急連絡体制整備事業 ○民間事業所や各種団体等との連携による「見守り隊」の活動への支援事業

（３）福祉サービスが利用しやすいしくみづくり ・支援を必要とする人に福祉サービス情報が行き渡る仕組みを作るとともに、相談・支援体制を充実します。	○福祉総合相談センター支援事業 ○民生児童委員協議会活動支援事業
（４）安心して暮らせる地域づくり ・市民の権利を守り、安心して暮らし続けるための体制を充実します。	○人権施策推進指針の策定・施策実施事業 ○女性相談員の配置などDV対策・女性保護事業

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			５年後	１０年後
地域交流の場所づくり数（ふれあいサロンの実施箇所）	箇所	３０	３８	４５
市ボランティアセンターへの登録者数	人	１，７０９ （平成 26 年 4 月 1 日）	１，８００	２，０００
見守り協力事業所数	箇所	２２	２５	３０
民生児童委員数	人	７３	７８	８５

●関連計画

瑞穂市地域福祉計画 瑞穂市老人福祉計画	もとす広域連合介護保険事業計画 瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（後期計画）
------------------------	--

1. 現状・課題

- 身体障害者、療育、精神保健福祉手帳の各所持者数は、増加傾向にあり、人口に占める障がい者の割合も年々高くなっています。また、手帳交付者の高齢化や症状の重度化も見られ、特に内部障害が増える傾向にあります。
- 障がい者福祉制度は、「措置制度」から平成15年4月「支援費制度」へ大きく転換され、その後、平成18年4月「障害者自立支援法」へ、更に平成25年4月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と移行してきました。福祉制度に則した障がい者が必要とする福祉サービスの確保と充実に努め、必要なサービスを受けることのできる相談体制など仕組みの確立が求められています。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らしていける地域社会の実現に向け、将来の自立に向けた第一歩として日常生活に必要な生活訓練を行う施設である「ふれあいホームみずほ」の利用者は年々増加しています。また、生活訓練の先にある居住施設が市内にはない現状であり今後、民間事業者参入なども視野に入れた環境整備の検討を進めていく必要があります。
- 障がいの早期発見、早い時期からの療育支援の充実が障がい者福祉の基本です。児童発達支援の利用者は、年々増加しており、今後もこの傾向は変わらないと思われます。特に、放課後等デイサービスの利用者が増加しており、集団生活に適應できるように、障がい児の身体、精神の状況や環境に応じて日常生活の基本動作を習得する等、適切、効果的な指導、訓練を行っていくため、サービス供給体制を維持しつつ、状況に応じて増加に対する受け入れ態勢等を検討していく必要があります。
- 障がいを理由とした差別の解消を目的とした「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行されます。法の施行に向けて具体的な対策を進めていくとともに、障がいのある人をサポートするための啓発・広報事業による「心のバリアフリー」を推進していく必要があります。

2. 目指すべきまちの姿

- 障がい者（児）のライフステージに応じた、切れ目のない支援が受けられるまちになっています。
- 障がい者と共に生き、心が通い、やさしいまちになっています。

3. 施策

<主な事業>

(1) 暮らしの基盤づくり

- ・障がいのある児童から高齢者までの幅広いニーズに対応できるよう一般相談を含めた相談支援の体制整備を進めます。
- ・障害者自立支援協議会の継続かつ安定的な運営を図るため、民間団体等に運営を委託する等検討し、人材の育成を含め、さらなる活性化に努めます。
- ・民間事業者との連携強化による体制整備を進めます。

- 基幹相談支援センターの設立
- 障害者自立支援協議会の運営委託

(2) 自立と社会参加の基盤づくり

- ・障がいのある人が地域のなかで生活していけるよう支援の充実を図ります。
- ・障がい者（児）が切れ目のない支援を安心して受けることができるよう、各種関係機関との連携を強化していきます。
- ・障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツを振興します。

- 地域生活支援事業
- 福祉活動団体への活動支援事業
- 児童発達支援記録用サポートブックの作成・活用事業

(3) 障がい者にやさしいまちづくり

- ・障がいのある人が地域で安心して暮らしやすい福祉のまちを目指します。
- ・障がいに対する正しい知識や理解の啓発活動を実施していきます。

- 障害者差別解消法の啓発・広報事業
- 障害者差別解消支援地域協議会の設立

●目標指標	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
障害者相談支援事業所数	箇所	3	5	7
福祉施設から一般就労への移行等	人	2	5	8
ふれあいホームみずほ利用者延べ人数	人	38	160	200
グループホーム数	箇所	0	2	3
障害者就労施設等からの物品等の優先調達額	万円	70	120	145
障害者差別解消法の理解度	%	—	—	80

●関連計画

瑞穂市地域福祉計画
瑞穂市障害者計画
瑞穂市障害福祉計画

1. 現状・課題

- 現在、全国的に家族構成の変化や地域における絆が希薄化していると言われるなかで、妊娠、出産、子育てに不安や孤独感を抱く家庭が増加し、また、保護者が働きながら子どもを育てている家庭が増加していることから、こうした「孤独な」子育てを解消し、社会全体で支え合い、責任感を持って安心して子育てのできる環境を整える必要があります。
- 要保護児童や被虐待児については、家庭内での発生事案が多く見られており、今後も、要保護児童対策地域協議会の開催（予防対策・早期発見・ネットワークの充実）や、必要に応じたケース検討会議による情報共有、関係各機関との連携強化を図りつつ、早期発見・早期対応への体制の強化、児童虐待死の発生予防が必要となっています。
- 病気や障がい、経済的理由や家庭環境から十分に養育できずに、社会的支援が必要とする家庭が増えています。
- 発達障がいや軽度障害に障がいがあり、自宅で養育している子どもに十分な相談や支援が必要となっています。
- 子どもを地域で見守る体制において、地域が高齢化し期待される役割が果たせなくなり、子どもに関わる絆づくりが求められています。また、核家族や共働き世帯など、地域での交流が希薄な世帯が見られ、交流機会の見直しなども求められています。
- ボランティア、NPO法人、民間等を活用した協働のまちづくりによる子育てを助け合える環境を整備する必要があります。
- ひとり親家庭に関する相談件数も増加傾向にあり、相談内容も複雑化しているなど、ひとり親家庭の父親・母親の生活、養育不安の解消が必要です。経済的に不安定な状況にあるひとり親家庭の保護者がより安定した収入を得て、自立していけるような支援と、安心して子育てのできる環境が求められています。

2. 目指すべきまちの姿

- 安心して子どもを生み育てられる環境が充実し、次世代を担う子どもたちが、伸び伸びと健全に成長するまちになっています。

3. 施策

<主な事業>

(1) 児童福祉の充実

- ・虐待防止等に向けた、相談・支援体制を充実します。
- ・関係機関との連携・協力の下、妊娠・出産・育児・学童期への切れ目のない支援体制を構築します。

○要保護家庭、要支援家庭及び特定妊婦への支援事業

(2) 子育て支援の充実

- ・児童虐待に陥りやすい乳児を抱えた保護者が、健やかに安心して子育てのできる仕組みを構築します。

○妊婦・出産直後の家事育児支援サービス

(3) 「助け合い」の理念に基づく地域社会の形成

- ・子どもは地域の宝であるという考えの下、地域の住民が子育てを見守り助け合える仕組みを構築します。

○子育て支援員養成研修事業
○支援を要する児へのことばの教室、外国籍児童への保育所内日本語学習事業
○保育所園児の体力向上事業
○市民ボランティア育成支援
○地域住民と子育て家庭の交流

(4) ひとり親家庭への支援の充実

- ・経済的に困窮しやすいひとり親家庭に対し、経済的な自立や安心して子育てのできる環境づくりを支援します。

○ひとり親家庭へ就労支援事業
○ひとり親家庭等の子どもへの学習支援及び居場所づくり支援事業

4. 目標指標

	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
要保護児童対策地域協議会研修会	回	1	2	3
養育支援訪問実施世帯における虐待防止率	%	—	90	100
子育て支援員養成研修事業（年間開催数）	回	0	1	1
支援を要する児へのことばの教室、外国籍児童への保育所内日本語学習事業（一児童あたり年間開催数）	回	0	24	48
保育所園児の体力向上事業（前年度事故件数より-5%減少）	%	0	-5%	-5%
ひとり親家庭の就業率	%	93.9	95	96

●関連計画

瑞穂市地域福祉計画

瑞穂市健康増進計画

瑞穂市子ども子育て支援事業計画

基本目標		
3	心が通う助け合いのまち	⑥社会保障

1. 現状・課題
●経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るため平成27年度より生活困窮者自立支援制度が施行されました。当市においても、生活困窮者を早期に把握し、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなど、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立に向けて支援をしています。 ●生活保護受給者は、リーマンショックによる急速な増加傾向から、微増へと推移しましたが、中年層の傷病による就労収入の減少、年金の受給要件を満たさない高齢者世帯の増加など、受給理由が多様化しています。経済的な問題だけではなく、自らでは解決困難な複合的な問題を抱える世帯が増えており、個々のケースに対応するための支援体制づくりが求められています。 ●高齢化の進展による医療費や介護給付費の増加など、社会保障費は年々増加しています。また、国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度における医療給付費や、福祉医療費助成制度の扶助費は増加傾向にあることから、今後も健康づくりを推進し、医療給付費の抑制に努めていく必要があります。 ●国民年金制度は老後の生活を保障する重要な制度ですが、若年層を中心に制度への不信感や無関心から未加入者や未納者が増加しつつあります。将来的な無年金者をなくす取り組みが重要です。 ●平成12年度より、高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして「介護保険」が全国の自治体で運営されており、当市は、本巢市、北方町とともにもとす広域連合を組織し、保険者の一員として運営に参画しています。介護保険は、基本は在宅介護を重視する制度ですが、近年は家族のあり方も変化し、施設介護を希望するかも多くなっており、給付費の増嵩とそれに伴う保険料の上昇が問題となっています。

2. 目指すべきまちの姿
●生活保護に至る前の生活困窮者に対して、適切に支援する機能が充実・強化されたまちになっています。 ●家庭環境が複雑、多様化し、複合的な問題を抱える世帯が増加していることを踏まえ、安心して相談できる体制の強化や継続的な自立に向けた支援に取り組むまちになっています。 ●住み慣れた地域で、健やかに未永く暮らせるしくみ（地域包括ケアシステム）が構築され、安心した老後が送れるまちになっています。

3. 施策	＜主な事業＞
（１）生活困窮者自立支援施策の充実 ・複合的な課題を抱える世帯や各種支援制度の谷間にある支援を必要とする人への包括的でより専門的な相談支援体制の構築及び支援事業を充実します。	○自立相談支援事業 ○就労活動支援事業 ○住宅確保給付金 ○生活困窮者自立支援任意事業
（２）セーフティネット機能の維持 ・生活保護制度の適正な運用に引き続き努めます。 ・個々のケースに対応した生活保護世帯に対する自立のために必要な助言・指導・支援を行います。います。	○被保護者就労支援事業 ○自立支援プログラム事業
（３）国民健康保険、後期高齢者医療保険の適正な運営 ・各種健診など健康増進事業に取り組むことで、疾病を予防し、医療給付費の抑制を図ります。 ・適正な保険料の賦課・徴収に努めるとともに、被保険者の状況に応じた適切な納付相談を実施します。	○特定健診・すこやか健診 ○特定歯科健診・さわやか口腔健診 ○ランチョンセミナー ○人間ドック助成事業 ○保険税収納率の向上対策
（４）福祉医療費助成制度の維持 ・受給者の増減、社会情勢や財政状況を勘案し、適正な受診等の啓発を行いながら、制度を維持することに努めます。	○乳幼児等医療費助成事業 ○重度心身障害者（児）医療費助成事業 ○ひとり親家庭等医療費助成事業
（５）介護保険の適正な運営 ・介護予防・日常生活支援総合事業などに取り組むことで、要介護を予防し、介護給付費の抑制を図ります。 ・保険料の徴収に努めるとともに、被保険者の状況に応じた適切な納付相談を実施します。	○介護予防・日常生活総合支援事業 ○包括的支援・任意事業 ○生活支援体制整備事業

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			５年後	１０年後
自立支援相談者数	件	59 (H27.12)	110	130
生活困窮者（70歳未満）の就労相談から就労に結びついた割合	%	60	64	65
就労支援事業に参加した生活保護受給者の就労に結びついた割合	%	44	45	50
特定健診受診率の向上	%	46.2	60.0	60.0
適正受診啓発による医療費上昇の抑制	億円	29.7	28	26
国民健康保険税収納率（現年度）	%	91.27 (H26)	91.5	92.0
介護サービスの標準給付費（もとす広域連合介護保険事業計画より）	億円	63	—	99

●関連計画	
瑞穂市地域福祉計画	もとす広域連合介護保険事業計画

1. 現状・課題

- 食生活の欧米化や、健康づくりの必要性を感じていても「時間がない」「きっかけがつかめない」「長続きしない」等の理由による運動不足のために生活習慣病になる人が増え、医療費も増加しています。また、生活習慣病に起因した脳や心臓の疾患により要介護状態になる人も少なくありません。自立した日常生活を長く続けるために、市民自身が健康の保持に努めることができるよう生活習慣病予防対策を推進し、健康寿命の延伸と医療費の伸びの適正化を図る必要があります。
- 欠食、ダイエット、外食、ファーストフード、間食並びに運動習慣などの生活習慣の影響を受けて、若い年齢からメタボリックシンドロームが増加しています。社会的にも家族的にも大きな役割を担う世代の健康の保持増進のために、若い年齢から健康診断を受診できる体制を整え、自分の健康を確認して健康増進に努めるために、生活習慣病予防のための支援の充実が必要です。また、がん検診体制の確保により、がんの早期発見・早期治療開始を促進する必要があります。
- 生涯を通して（高齢になっても）受診できる距離にある医療機関や薬局を「かかりつけ」とすることや、病状に応じては「病診連携システム」を利用して高度な医療を受けることができる体制を整えることで、医療の効率的かつ適正な提供の推進を図る必要があります。
- 救急医療は市外の病院等での診療が行われています。休日や夜間も、症状に応じた迅速かつ適切な医療を受けることができるよう、「救急医療情報システムの普及」や「医療機関の広域的な連携」など、救急医療体制の強化が重要となっています。
- 生活習慣の土台は家庭や地域にあります。生活の基盤である地域での子どもたちを含めた健康づくりの活動や食習慣の継承と改善が健康寿命を延伸します。
- 心の健康は生活や身体活動、家庭や地域のあり方に影響を受けやすく、食事は栄養補給だけでなく「こころの栄養」になる役割もあると言われています。また、ストレスや睡眠障害、アルコールや薬物など、「こころの健康」に関する情報の発信や相談する機会が求められています。生涯を通じて健やかな生活を送ることができるよう、こころの健康づくり対策をさらに進めていく必要があります。

2. 目指すべきまちの姿

- 市民が家族や地域の人々とともに、意識的に健康づくりに努める「こころも体も健康的な市民のまち」になっています。

3. 施策

<主な事業>

(1) 生活習慣病予防対策の推進

- ・生活習慣病を予防して、健康寿命の延伸を図ります。

- 特定保健指導の充実
- 生活習慣病重症化予防対策事業

(2) 健(検)診体制の充実と医療費適正化の推進

- ・若い年齢からの健康診査を実施し、生活習慣病を予防する生活改善を支援します。
- ・がんを早期に発見し、早期に治療を開始できる体制を整えます。

- 若年健康診査の実施【創】
- 特定健康診査、特定歯科健診、人間ドック助成事業、健やか健診の実施
- がん検診事業

(3) 地域医療体制の充実

- ・「かかりつけ医・歯科医・薬局」を推進し、病状に応じて適正な医療が安心して受けられる体制を築きます。

- 病診連携システムの構築
- 救急医療体制の強化

(4) 地域における健康づくり活動の推進

- ・運動習慣化の普及・啓発のための教室を開催します。
- ・健康づくりを育む食習慣の継承に努めます。
- ・健康づくりを目的とした地域活動を支援します。
- ・こころの健康づくり対策を推進します。

- 運動教室、栄養教室、健康教室
- 食生活改善などの自主活動への支援
- 健康ウォーキングの普及
- こころの健康相談事業

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
特定保健指導率	%	26.9	40.0	60.0
メタボリックシンドローム該当者（割合）	%	15.9	15.0	14.0
若年健康診査受診者数	人	474	800	1,000
特定健康診査受診率	%	46.2	60.0	60.0
小児一次救急体制の拡充	時間	準夜帯 (19:30～23:00)	準・深夜帯 (19:30～8:00)	準・深夜帯 (19:30～8:00)
日常的に運動に親しむ市民（割合）	%	29.8	50.0	60.0

●関連計画

瑞穂市第二次健康増進計画
 瑞穂市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第2期）
 瑞穂市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）

基本目標	3 心が通う助け合いのまち	⑧人権・平和
------	---------------	--------

1. 現状・課題
●少子高齢化の進行や、産業構造の変化、ライフスタイルや価値観が多様化する中、市民一人ひとりが輝くまちを実現するためには、家庭や職場、地域などあらゆる場面で人権が尊重され、お互いに助けあい、支えあい、その個性や能力が十分発揮される差別のないまちづくりが必要です。 ●基本的人権は日本国憲法でもうたわれ、人が幸せな社会生活を営む上で欠くことのできない最も重要な権利です。人権に対する理解や意識を高め、市民がお互いに認め合うことができる社会の実現が大切です。 ●高齢化の進展に伴い、要介護認定者の方や認知症の方が増加しています。今後、認知症患者の徘徊対策や高齢者虐待の防止施策、権利擁護支援が必要になってきます。また要介護者を支える家族への支援も重要になってきます。 ●障がい理由とした差別の解消を目的として「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行されます。法の施行に向けて具体的な対策を進めていくとともに、障がいのある人をサポートするための啓発・広報事業による「心のバリアフリー」を推進していく必要があります。 ●外国籍市民の数は、世界的な経済不況などの影響から平成●年の●人をピークに減少が続き、平成●年時点で●人となっています。将来的な人口減少になる中、地域社会の一員として、まちづくりを担う一員として期待されています。言語や習慣の違いから起こる生活上の課題の解消を図り、安心して暮らすことのできるまちづくりが求められています。 ●児童虐待を防ぎ、子どもの養育に関して広く相談できる体制を整える必要があります。 ●要保護児童や被虐待児については、家庭内での発生事案が多くみられており、今後も、要保護児童対策地域協議会の開催（予防対策・早期発見・ネットワークの充実）や、必要に応じたケース検討会議による情報共有、関係各機関との連携強化を図りつつ、早期発見・早期対応への体制の強化、児童虐待死の発生予防が必要となっています。 ●ひとり親家庭に関する相談件数も増加傾向にあり、相談内容も複雑化しているなど、ひとり親家庭の父親・母親の生活、養育不安の解消が必要です。経済的に不安定な状況にあるひとり親家庭の保護者がより安定した収入を得て、自立していけるような支援と、安心して子育てのできる環境が求められています。 ●児童生徒の安全安心を確保し、いじめや不登校をなくすための取り組み、地域や保護者と協働し、学校づくり、地域づくりを取り組むなかで地域から信頼ある学校経営を進めていく必要があります。 ●性別による固定的な役割分担意識に捉われることなく、市民一人ひとりが個性を活かし、家庭や地域社会などさまざまな分野で活躍することができる男女共同参画社会の実現が求められています。 ●戦後70年が経過し戦争体験を知る世代が減少する中、戦争の惨禍を次世代へ伝え、平和の尊さを後世に伝え、「戦争の記憶」を風化させないように呼びかけ続けていくことが必要です。

2. 目指すべきまちの姿
●基本的人権が尊重され、市民がお互いに協調し、「おもいやり」と「たすけあい」の精神に基づき、平和で生き生きとした夢のあるまちになっています。 ●市民一人ひとりの個性や能力が十分に発揮され、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる社会分野で社会の担い手として参画し、責任を分かちあうことのできるまちになっています。 ●国籍の異なる市民同士の交流が活発になり国籍や民族、文化の違いを踏まえ、すべての人が協調しあって暮らせるまちになっています。

3. 施策	＜主な事業＞
（１）基本的人権を尊重し支え合う意識づくりと担い手づくり ・人権尊重の視点があらゆる施策に反映される総合行政の推進に努めます。	○人権施策推進指針の策定・更新・施策実施事業 ○人権講演会の開催
（２）人権相談体制の充実 ・支援を必要とする人が適切な支援を受けられるようさまざまな相談窓口や相談方法を設け相談体制を充実します。	○女性相談員の配置など DV 対策・女性保護事業
（３）高齢者にやさしいまちづくり ・高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	○高齢者・要介護者の権利擁護（成年後見制度等）事業 ○介護者の相談支援事業
（４）障がい者にやさしいまちづくり ・障がい者が地域で安心して暮しやすい福祉を目指します。	○障害者差別解消法の啓発・広報事業等 ○差別を解消するための地域連携
（５）多文化共生 ・多言語による情報発信や国際交流サロンにより外国籍市民が安心して暮らせる環境づくりに努めます。 ・ボランティアの拡充により日本語の学習や習慣、文化の相互理解を図る機会を設け外国籍市民の社会参加を促進します。	○多文化共生推進事業 ○ボランティア養成（支援）事業
（６）すべての子どもの健全育成 ・子どもの健全育成といじめのないまちの実現を目指します。	○いじめ防止基本方針推進事業 ○いじめポスト設置事業
（７）児童福祉・子育て支援の充実 ・虐待防止等への対策、相談・支援体制の充実 ・児童虐待に陥りやすい乳児をかかえた保護者が、健やかに安心して子育てのできる仕組みづくり	○要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携強化 ○要保護家庭、要支援家庭及び特定妊婦への支援 ○妊婦・出産直後の家事育児支援サービス
（８）男女共同参画の推進 ・個人として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けることなく個性と能力が発揮できる社会づくり	○男女共同参画基本計画推進事業 ○男女共同参画都市宣言
（９）非核・平和都市宣言 ・日本国憲法の理念に基づきすべての核兵器の廃絶と軍備の縮小を全世界に訴えるとともに、非核三原則を遵守することを希求します。	○非核・平和都市宣言 ○非核・平和推進事業 ○ピースメッセンジャー事業
（１０）遺族援護 ・戦争で亡くなられた方の慰霊、遺族への弔慰を行なうとともに、平和日本の建設と平和の理念を次世代へ継承します。	○遺族会連合会活動支援事業 ○戦没者遺族への弔慰金支給事業

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			５年後	１０年後
人権講演会参加者	人	５５０	７００	１,０００

●関連計画
・瑞穂市地域福祉計画 ・瑞穂市老人福祉計画 ・瑞穂市障害者計画 ・瑞穂市障害福祉計画 ・瑞穂市男女共同参画基本計画 ・非核・平和都市宣言 ・瑞穂市子ども子育て支援事業計画 ・瑞穂市健康増進計画

1. 現状・課題
●社会情勢の変化、住民のライフスタイル、価値感の多様化が進むなかで、核家族や共働き世帯、世代交流のない世帯、ひとり親世帯が増え、地域社会における希薄化が進行するなど、子育てを取り巻く環境が複雑化しています。 ●子育てに対する保護者の不安や負担感が増す一方で、幼児期の教育や保育、子育て支援に対するニーズが多様化しています。 ●病気や障がい、経済的理由、家庭環境などから十分に子どもの養育ができず、社会的支援を必要とする家庭が増えています。 ●発達障がいや重軽度に関わりがあり、自宅で養育している子どもに関する十分な相談や支援が必要となっています。 ●子どもを地域で見守る体制において、地域が高齢化し期待される役割が果たせなくなり、子どもに関わる絆づくりが求められています。また、核家族や共働き世帯など、地域での交流が希薄な世帯が見られ、交流機会の見直しなども求められています。 ●多様化する家庭、就労環境の中で、より質の高い幼児教育や保育サービスの提供を図っていく必要があります。 ●子どもの発達課題に即し、共同生活や遊び活動を通じた総合的な指導が求められています。 ●保育士、幼稚園教諭としての確かな資質と指導力が求められています。 ●3歳未満児、早朝保育及び延長保育のニーズが高く、障がい児童や支援を要する児童への支援には潜在的な保育士などを確保していく必要があります。 ●保育所・幼稚園・小学校との連携強化する必要があります。 ●福祉、保健との連携による子どもの成長に応じた切れ目のない支援体制が求められています。 ●安全・安心で快適な保育環境及び待機児童対策としての保育施設の整備について、老朽化した保育施設の整備を含め検討する必要があります。 ●公立保育所の民間移譲や民間参入など保育所のあり方を検討する必要があります。 ●保護者が子育ての喜びを感じることができるよう、地域全体で子どもの育ちと子育て家庭を支える必要があります。 ●子育てと仕事の調和が取れる環境の整備が求められています。 ●児童虐待を防ぎ、子どもの養育に関し広く相談できる体制を整える必要があります。 ●子育てに関する情報をわかりやすく広く提供する仕組みを整える必要があります。 ●地域子育て拠点である「子育て支援センター」の利用範囲には限りがあるため、広範にわたり利用可能な対応が求められています。 ●放課後児童クラブの利用ニーズは、夏休みや冬休みなど、学校の長期休業中におけるニーズが高く、この対応が求められています。また、放課後児童クラブは預かりが主であるため、特に長期休業中における多様な体験学習が得られる機会の提供が求められています。

2. 目指すべきまちの姿
●子どもたちが健やかに育ち、笑顔と元気があふれたまちになっています。 ●地域で子どもたちが育ち、安心して子育てできるまちになっています。 ●保護者が子育ての喜びを感じられるまちになっています。

3. 施策	<主な事業>
（１）預かり施設の拡充、体制整備 ・保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおける保育士、指導員等を確保し、受け入れ体制を整備します。 ・子どもが健全に養育される質の高い幼児教育・保育環境、保育サービスの提供等、子育てと仕事の調和のとれる環境を整えます。 ・待機児童対策として老朽化した保育施設の建替等を含め整備を進めます。 ・既存保育施設の大規模改修による長寿命化を進めます。・保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおける受け入れ体制を拡充します。	○各子ども預かり施設の拡充、体制整備事業【重】 ○潜在保育士就業促進事業【創】 ○待機児童対策施設整備事業 ○保育施設大規模改修事業
（２）子育て支援サービスの充実 ・地域子ども・子育て支援事業及び子育て支援にかかる情報発信の充実や子どもの体力向上を図ります。 ・子育て短期支援事業については、近年保護者の養育力不足、虐待等の緊急避難的な措置によるケースが多くなっているため、施設の確保方策について検討していきます。 ・一時預かり事業については、保育所に確保を図るとともに、ファミリー・サポート・センターでの受け入れも検討していきます。 ・病児保育事業については、もとず医師会と協議し、医師と連携した病児・病後児保育の施設が確保できるよう推進します。	○放課後児童健全育成事業 ○子育て短期支援事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業 ○病児保育事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○利用者支援事業 ○子育て支援サイトの拡充事業
（３）子どもの居場所づくり ・放課後児童クラブに併設若しくは付近にて放課後児童教室を設置し、連携による放課後子ども総合プランを実施します。	○放課後子ども総合プラン事業

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			５年後	１０年後
子どもの預かり施設の拡充、体制整備事業	人	2, 0 1 8	2, 3 9 0	2, 3 2 0
潜在保育士就業促進事業（年間２人以上：累計）	人	1	1 1	2 1
病児保育事業（開設箇所：累計）	箇所	0	1	1
放課後子ども総合プラン事業（７校区：累計）	箇所	0	2	7

●関連計画
瑞穂市子ども・子育て支援事業計画 瑞穂市公共施設等総合管理計画

基本目標		
4	夢あふれ希望に満ちたまち	②学校教育

1. 現状・課題
●国の教育に関する計画である、教育振興基本計画（平成25年6月）では、「社会を生き抜く力の養成」、「学びのセーフティネットの構築」を始めとする4つの基本的方向性が示されており、岐阜県では、教員推進の指針である第2次教育ビジョン（平成26年3月）において、「確かな学力の育成と多様なニーズに対応した教育の推進」、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」など、5つの基本目標を示しています。児童生徒の多様な学習状況や教育的ニーズに応じた指導により確かな学力の向上、児童生徒の安全安心を確保し、いじめや不登校をなくすための取り組み、地域や保護者と協働した学校づくり、地域づくりに取り組むなかで、地域から信頼ある学校経営を進めていく必要があります。 ●児童生徒の確かな学力の定着、豊かな人間形成、生きる力を持ち社会性を育むことが求められています。 ●保育所・幼稚園・小学校・中学校と子どもの発達に応じた支援、機能を充実するとともに、学力向上や特色ある教育を実現するため、高い指導力を持った教職員の育成が求められています。 ●特別支援教育を始めとして、全ての子どもの自立と社会参加を促すため、就学前から卒業後も見据えた教育を展開する必要があります。 ●安全・安心で快適な教育環境及び学校施設の老朽化に伴う施設の長寿命化を進める必要があります。 ●都市化の進展、住居形態の多様化に伴う地域の希薄化が進んでおり、核家族化や共働き世帯の増加による家庭教育を支援するとともに、家庭、地域、学校が一体となって児童生徒を育む体制づくりが求められています。 ●市の歴史や自然環境など、地域教育に関する取り組みなどを通じて自らが住む地域への誇りと愛着心を育むことが重要視されています。

2. 目指すべきまちの姿
●児童生徒が自ら学び、自ら考え、行動できる力を身につけ、グローバル社会を生き抜く人材を育むまちなっています。 ●学校・地域・家庭で子育てへの意識が高まり、一体となって児童生徒を育む体制が整ったまちなっています。 ●地域への誇りと愛着心を持った人材を育むまちなっています。

3. 施策	＜主な事業＞
（1）安全・安心な学校づくりの推進 ・すべての児童生徒が、安心して楽しい学校生活が送れるよう、生命を守る防災教育を推進します。 ・いじめの根絶など人権教育を推進します。 ・自立と共生を目指す特別支援教育、不登校の未然防止、教育相談の充実などによる学校支援体制を一層充実します。	○いじめの根絶等人権教育の推進事業【重】
（2）特色ある学校づくりの推進 ・地域の特色や伝統等を生かした各学校の特色ある教育活動を推進します。 ・学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクールの仕組みを構築します。	○特色ある学校づくり推進事業 ○コミュニティ・スクール推進事業
（3）確かな学力の定着を図る教育の推進 ・児童生徒の生きる力の基盤となる基礎的基本的な知識や技能、思考力や判断力、学ぶ意欲を身につける教育を一層充実します。	○学力向上推進事業【重】
（4）グローバル化対応教育の推進 ・英語力やICT活用能力など、児童生徒がこれからのグローバル社会に対応し、たくましく生き抜く力を育む教育を一層充実します。	○英語教育推進事業 ○ICT教育推進事業【創】
（5）教職員の指導力向上の取組の充実 ・上記の（1）～（4）を実現するため、若手教員をはじめとする研修事業や相談事業などにより、教職員の資質向上を図り、教育指導体制を一層充実します。	○教員研修事業【重】 ○教員に対する相談事業
（6）安全・安心で快適な教育環境の整備 ・児童生徒の教育環境及び生活空間としての施設の整備を進めます。	○南小学校トイレ改修事業 ○中学校空調機器整備事業 ○穂積中学校グラウンド整備事業
（7）学校施設の長寿命化 ・老朽化した学校施設の大規模改修による長寿命化を進めます。	○学校施設大規模改修事業

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
【全国学力テスト（質問紙調査）】 学校に行くのが楽しいと思える児童生徒の割合（当てはまる＋どちらかという当てはまる）	％	小6 84.7％ 中3 77.8％	小6 90％ 中3 80％	小6 95％ 中3 85％
【全国学力テスト（質問紙調査）】 授業内容がよく分かると思える児童生徒の割合（当てはまる＋どちらかという当てはまる）	％	小6 86.0％ 中3 66.0％	小6 90％ 中3 70％	小6 95％ 中3 75％
学校教育における情報媒体機器の整備（タブレット型端末機・電子黒板等）	台	タブレット端末（中）7台	タブレット端末（小中）各40台（特支学級）一人1台 電子黒板（小）各階1台（中）各学級1台	電子黒板（小）各学級1台

●関連計画	
瑞穂市教育の方針と重点	
瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略	瑞穂市公共施設等総合管理計画

1. 現状・課題

- 生涯学習に関して求められる期待や役割が変化してきており、自己の知識を高めるだけの学習から、まちづくりに繋がる学習姿勢が求められています。生涯に渡る学習活動の推進には、多様な個性と能力を伸ばし、自己の知識、技能、経験を高め、一人ひとりの自発的な活動を進めることが必要になります。また、学んだ成果を日常生活や地域社会に還元する仕組みが必要です。
- 社会情勢や個人のライフスタイル、価値感などの多様化に伴い、地域社会の一員として住民の意識の希薄化が進みつつあり、社会教育による絆づくりや地域づくりに向けた体制が求められています。
- 核家族化や共働き世帯の増加により、世代間交流のない世帯が増え、地域のつながりの希薄化とともに家庭や地域で子育てを学ぶ機会が少なくなっており、図書館や公民館などがこうした生涯学習の場としてその役割を担うことが求められています。
- 整備予定であった多目的広場については、地域づくりの拠点や市民交流の場として活用することが求められています。
- 先人たちが大切に守り育んできた多彩な史実や文化的資源は、社会情勢の変化に伴い保存意識の低下や後継者不足が進んでいます。市民に対する、歴史や文化財などに関する知識や認識を新たにしていく必要があります。
- 文化芸術は、人とのつながりや尊重し合うことで、暮らしに喜びや感動を与え、豊かな人間性や創造性を育んでいます。地域への誇りや愛着を醸成するほか、活力ある地域社会を実現していく上で、その重要性が高まっています。誰もが文化芸術を身近に感じ、主体的に取り組むことができる環境を整える必要があります。
- レクリエーションや健康づくり、本格的な競技などのスポーツに対するニーズは、ライフスタイルの多様化や健康志向の高まりにより年々高まっています。スポーツは、ストレス発散や生活習慣病の予防など心身の健康保持・増進、人と人とのつながりを深めることにも重要な役割を果たしています。地方公共団体では、スポーツ基本法の基本理念に則り、自主的・主体的に地域の特徴に応じた施策を実施することとされています。余暇の増大や健康志向の高まりから、誰もが日常生活のなかで無理なくスポーツや運動に取り組むことができる環境づくりが求められます。
- 安全で快適な生涯学習施設の維持管理が必要です。

2. 目指すべきまちの姿

- 市民の自発的な学びや家庭・地域を大切にする意識が豊かで、地域の歴史・文化が大切な財産として継承され、郷土に誇りを持てるまちになっています。
- スポーツを通じて交流・ふれあいの機会が高まり、地域の結びつきが強いまちになっています。

3. 施策

＜主な事業＞

（１）生涯にわたる学習活動の推進	○（乳幼児）家庭教育学級 ○瑞穂総合クラブ ○市民自主講座 ○瑞穂大学 ○生涯学習自主事業
（２）地域内の交流促進	○校区活動の推進
（３）瑞穂市の歴史・文化を活かしたまちづくり	○文化財の保存・啓発 ○文化の伝承
（４）生涯スポーツの推進	○生涯スポーツの推進 ○青少年スポーツの振興
（５）生涯学習施設の維持管理・活用	○生涯学習施設（総合センター・市民センター・巢南公民館）の計画的な改修

4. 目標指標

	単位	現状値	目標値	
			５年後	１０年後
特色ある講座（瑞穂総合クラブ・市民自主講座）の開設	件	６１	６５	７０
日常的に運動に親しむ市民（割合）	%	２９．７６	５０	６０

●関連計画

瑞穂市公共施設等総合管理計画

1. 現状・課題

- 平成26年度における、瑞穂市の農地は990haで、市の面積の35%を占めていますが、年々、宅地化などの農地転用で農地が減少しつつあり、農地周辺の市街化が進んでいます。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足の状況が続いており、本市における平成26年度の農業就業人口は、944人で総人口の1.8%となっています。農家数は減少傾向にあり、耕作放棄地の増加などが問題となっています。
- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の大筋合意が、日本の農業に大きなダメージを与える懸念と不安が払拭し切れない状況にあるなか、意欲のある担い手の確保や新規就農者の育成・支援を図るとともに、優良な農地の確保や安定した農業経営の確立に対する支援が求められています。
- 農地は食料生産の役割を持つだけでなく、国土保全や環境保全等への多面的な機能を持っています。優良な農地は、次世代に引き継ぐ市の財産として保全していく必要があります。
- 地産地消を推進するため、地元でとれた農作物を学校給食で提供していますが、「食」の安全・安心のニーズから、地産地消の推進は非常に重要です。市民の地域農業に対する理解と関心を高めるとともに、生産者の顔が見える安全・安心な環境をつくり、地産地消を進めていく必要があります。
- 市内の農産物等の地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するため、農商工連携や6次産業化の推進が求められます。

2. 目指すべきまちの姿

- 優良な農地が確保、保全され、農業の担い手となる人材が育ち、安定的な農業経営が確立されたまちになっています。
- 市民が地元産の農産物への理解を深め、「地産地消」が根づくまちになっています。

3. 施策

<主な事業>

(1) 特色ある「瑞穂農業」の促進

- ・「富有柿発祥の地」の積極的なPRや新商品開発・ブランド化の創出を目指します。
- ・学校給食における地元農産物の利用など、地産地消を推進し、食育推進による食料自給率の向上を通じた地域活性化を図ります。

- （仮）PRサイトの構築事業【創】
- （仮）新瑞穂ブランド創出事業【創】
- 地産地消推進事業

(2) 農地の再編・活用・適正保全

- ・宅地化により混在する農地等を整理（集積・集約）し、生産性の向上、生産コストの削減及び農地の適正保全を図ります。

- （仮）農地再編・集約化事業
- 農業振興地域整備計画事業

(3) 農業後継者の育成支援

- ・融資や補助金制度を活用した支援などにより、意欲ある担い手の確保や新規就農者を育成します。

- 経営体育成支援事業

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
新瑞穂ブランド開発数	件	—	1	2
農地の集積度	%	—	現状値 +0.2	現状値 +0.4
営農者の意欲向上度	%	—	現状値 +2	現状値 +5

●関連計画

瑞穂農業振興地域整備計画

瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 現状・課題

- 経済状況の悪化などにより、中小企業の経営が厳しい状況となっています。
- 主要幹線沿い、郊外などへのスーパーマーケットやコンビニエンスストア、家電量販店、ホームセンター、ドラッグストアの立地によって、JR穂積駅周辺や旧来からの商業地域への来客が減少し、賑わいがなくなっています。
- 今後の少子高齢化の進行や、コンパクトな市街地形成による、歩いて暮らせるまちづくりの推進が必要とされるなか、人々の交流がある鉄道駅を有する特性を活かし、穂積駅周辺の更なる有効活用が求められます。
- 市内の雇用促進と財政基盤の強化が必要とされており、小規模事業者の振興と併せ、大規模企業の誘致や財政支援が求められています。
- 近年、日常の買い物に不便を感じている高齢者などの買い物弱者の問題があります。一部地域では買い物支援サービスが導入されていますが、買い物環境の改善を図るため、新たなビジネスや、サービスへの積極的な支援により、商業の振興及び買い物弱者の利便性を高めていくことが求められています。

2. 目指すべきまちの姿

- 産業が活性化し、雇用の安定と市民がやりがいや充実感を感じながら働くまちになっています。
- 市内外からたくさんの人が商業施設に集まる、賑わうまちになっています。

3. 施策

<主な事業>

（１）穂積駅周辺地域の商業活性化 ・交通結節点として多くの人が利用する穂積駅を活かし、周辺地域の商業活動の活性化を図ることによる、新たな賑わいづくりを目指します。	○起業・創業者の育成支援事業 ○（仮）空家・空き店舗等利活用促進事業【創】
（２）幹線道路沿道の商業機能強化 ・新たな道路整備などと連動した商業機能の充実・強化を図り、沿道利用を促進します。	○（仮）沿道商業施設等誘致事業
（３）企業誘致の促進 ・雇用及び長期的な税収入の確保を図るため、各種調査を実施し、企業誘致事業化を進めます。 ・企業立地促進条例に基づく奨励措置を実施し、立地企業を支援します。	○（仮）企業動向調査事業 ○企業立地奨励措置
（４）民間企業との協働型事業 ・市内民間企業との緊密な連携及び協働により、地域の諸課題に対応し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ります。	○（仮）地域活性化包括連携事業

4. 目標指標

	単位	現状値	目標値	
			５年後	１０年後
起業・創業者数	人	—	1	2
企業誘致数	件	—	1	2
民間企業との提携数	件	—	1	2

●関連計画

瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 現状・課題

- 人口減少期に入ることを見据えた人口維持・確保に繋がる取り組みとして、移住・定住を促進するなどの対策が全国で展開されており、当市においても「瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年10月策定）に基づく総合的かつ戦略的な取り組みを推進しています。
- まちの活気や賑わいを生み出すイベントとして、毎年「みずほふれあいフェスタ」、商工会主催の「みずほ汽車まつり」を開催しています。また、各地区や小学校区の祭りやイベントを通じ、地域内の交流が図られています。このようなイベントや地域資源を有効に生かし、更なる交流や賑わいの拡大に繋げていく必要があります。
- 「美江寺宿」・「中山道」など特色ある地域の資源を有効に活用する取り組みが必要です。

2. 目指すべきまちの姿

- 市内外からの多くの来場者で賑わい、あたたかく迎え入れられる、多様な交流の機会のあるまちになっています。
- 地域の生活文化や地域コミュニティを活かした観光交流が活発なまちになっています。

3. 施策

<主な事業>

(1) 新たな賑わいの創出

- ・既存民間施設（ボウリング場）を活用した地域活性化拠点を創出し、移住・定住に繋がる交流や賑わいの創出を目指します。
- ・民間企業、大学、市民や団体などが連携した官民協働型の地域拠点運営を目指します。

○民間施設（ボウリング場）を活用した地域活性化拠点創出事業【創】

(2) 地域資源のブランド創出・魅力向上

- ・特産品である「富有柿」や、市内を横断する「中山道」、「美江寺宿」などを広くPRするなど、まちの魅力や認知度を高め、移住や定住につながる地域資源のブランド化を目指します。
- ・歴史探訪ネットワークの形成や歴史文化資源の保全・活用を図ります。

○（仮）地域ブランド戦略推進事業【創】
○（仮）瑞穂ブランドに関する情報発信事業【創】

(3) 既存イベントの充実

- ・認知度が高い既存イベントをブラッシュアップし、瑞穂市の魅力を更に市内外へ発信します。

○商工振興事業（みずほふれあいフェスタ）
○商工会補助事業（みずほ汽車まつり）

4. 目標指標

単位

現状値

目標値

5年後

10年後

交流人口（観光・交流入込客）

人

40,000

55,000

60,000

地域ブランド創出件数

件

—

4

4

瑞穂市の魅力度（アンケートで「魅力を感じた」と回答した人の割合）

%

27.4

40

60

●関連計画

瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 共通	持続可能な地域経営のまち	①行政運営
-------------------	--------------	-------

1. 現状・課題
●人口減少・少子高齢化の進行、市民のライフスタイルの多様化、地方分権の進展など、社会経済情勢が大きく変化するなか、行政需要はますます多様化・高度化しています。これらに一層適切に対応していくためには、長期的な展望を持ち、柔軟かつ効果的・効率的な行政運営を行う必要があります。本市では、行政サービスの向上を図るために、「瑞穂市行政改革大綱」を策定し効率的な行政運営を目指し、大綱に基づく具体的な取り組みを実施してきました。基礎自治体の役割がますます重要になるなか、自治体行政を担う職員の役割・責任が増加する一方で、全国的に行政改革による定数削減や団塊の世代の職員の大量退職などを背景として、自治体職員の数は減少しています。 ●限られた行財政資源を有効に活用していくことが急務となっており、本市においても、職員一人ひとりの能力を高めるための取り組みをはじめ、組織機構の改革や定員管理の適正化などの取り組みにより、時代のニーズに柔軟に対応できる機能的な組織運営を行っていく必要があります。 ●地方分権により、自治体に求められる役割が増大しており、規制緩和などによる新しい手法を活用した行政経営が求められます。これまで行ってきた事務事業の見直しや民間委託の推進などの取り組みを一層推進し、市民や自治会・コミュニティ・NPO・事業者などとの連携による民間活力の導入や公共施設の有効活用により、サービス向上と経費節減の両立を図る必要があります。 ●本市では、公共施設の耐震化を図るとともに、適切な維持補修による施設の長寿命化に積極的に取り組んでいますが、公共施設の維持管理には多額の費用がかかります。効率的な公共施設・公有財産の維持管理手法の確立が必要となっています。 ●これまで県や近隣市町と事務事業に適した枠組みでの広域連携を図ってきましたが、今後は事務事業の効率化に加え地域の共通課題の取り組みや地域の活性化を目指した都市間交流・広域行政などについて、さらに検討を進めていく必要があります。

2. 目指すべきまちの姿
●総合計画に基づいた、計画的な行政運営が展開されているまちになっています。 ●本市のマネジメント体制が強化され、多様化する市民ニーズや様々なリスクに弾力的に、かつ俊敏に対応できるまちになっています。

3. 施策	<主な事業>
（１）総合計画の進行管理 ・本計画では、行政評価及び予算編成と連動した目標管理を行うことで計画の進行管理を行っていきます。また、「重点プロジェクト」の進行管理体制を確立し、各プロジェクトを実現します。 ・市民の意識調査など定期的の実施します。	○瑞穂市第２次総合計画推進事業
（２）行政評価の充実と推進 ・財政状況が厳しさを増すなか、市民ニーズに対応した行政サービスを継続的に提供していくために導入した行政評価制度を弾力的に運用することで、業務の改善を行います。	○行政改革推進事業
（３）組織体制の強化と人材育成 ・多様化・高度化する行政需要に的確に対応できる柔軟で機動的な組織体制の再編を進めます。また、分野横断的な課題に対しては組織機構の枠を越えた総合的かつ戦略的な対応ができる組織体制の構築を目指します。 ・職員資質を向上させるための研修を実施するなど、職員の能力を最大限発揮できる環境を整備し、幅広い視野と企画創造力を持った人材を育成します。	○職員育成計画推進事業
（４）公共施設等の適正管理 ・公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化が進む現状を踏まえ、今後の公共施設のあり方を検討するとともに、長期的視点に立った計画的改修や長寿命化などによる財政負担の軽減を図り、総合的な管理を推進します。	○公共施設等総合管理計画推進事業
（５）広域行政の推進 ・市民の生活や活動が市域を超えて広域化しており、新たな広域行政サービスの展開など周辺自治体との連携を強化し、各地域の特性を生かした連携協約などの手法の検討を進め、広域的視点に立った行政サービスの提供を行います。	○広域連携推進事業

4. 目標指標	単位	現状値	目標値	
			５年後	１０年後
総合計画進捗度	%	—	６０	９０
公共施設(建物系)総延床面積の縮減	%	—	３．７５	７．５
広域連携を進める事業数	件	—	５	１０

●関連計画
瑞穂市公共施設等総合管理計画

1. 現状・課題

- 多様化、高度化する市民ニーズや少子高齢化等を背景とした行政需要の増加など、今後財政的制約が強まる傾向が続くなか、本市が自立した経営を続けていくためには、財政面の健全性が不可欠であり、財政基盤を強化していく必要があります。
- 時事変化する社会情勢や市民ニーズの変化に機動的で柔軟に対応していくためには、財務管理能力の向上や、選択と集中による再編・見直しなどによる経営的視点に立った財政運営が求められます。
- 扶助費や公債費などの義務的経費の増加により、財政運営の硬直化（市の裁量で使えるお金が減少すること）が進んでおり、今後もこの傾向が続けば、基金や市債の活用だけで調整することは難しくなることが想定されます。今後も引き続き適正な財政指標を維持するためには、財源の確保、歳出予算の効率的な執行など、一層計画的かつ慎重な財政運営が求められます。
- 効率的な財政運営を進めていくため、歳出の抑制を図るとともに、受益者負担の見直しや公有財産の適正な管理などにより、歳入の確保に向けた取り組みを一層強化し、最小の経費で最大の効果を上げるための計画的な予算編成や、国県支出金、地方債などの最大限の活用により、最適な支出を維持していく必要があります。
- 今後は、安定した財源の確保に向けた取り組みを行うとともに、行政評価及び実施計画と連動した効果的な予算編成や、費用対効果の高い予算執行を行う必要があります。

2. 目指すべきまちの姿

- すべての市民が安心できる健全で豊かな財政状況のもと、堅実でバランスの取れた財政運営と民間の多様な経営手法が融合した新しい財政運営を展開しているまちになっています。

3. 施策

＜主な事業＞

（１）計画的な財政運営

- ・市の財政状況を表す各指標の推移に留意し、中期財政計画に基づく計画的な財政運営を展開します。

○中期財政計画

（２）適正な受益者負担と公有財政の管理

- ・公平性や受益者負担に基づき、費用負担の適正化に努めます。
- ・未利用地、活用の見込が低い土地、建物は、処分・貸付を図るなど、公有財産の有効活用に努めます。

○費用負担適正化推進

（３）歳入の確保

- ・ふるさと納税の推進、公民連携などによる新しい歳入を創出し、歳入確保に努めます。

○ふるさと納税の推進

（４）新地方公会計制度の導入・推進

- ・市民にわかりやすい情報を提供し、行財政の透明化を図ります。

○新地方公会計制度の導入
○固定資産台帳の活用

4. 目標指標

	単位	現状値	目標値	
			５年後	１０年後
財政力指数	—	0.78	0.80	0.82
実質公債費比率	%	3.0	3.0	3.0
標準財政規模に占める財政調整基金残高割合	%	21	20以上	20以上

●関連計画

中期財政計画

1. 現状・課題

- 個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、地域における課題はますます複雑、多様化するなか、これからのまちづくりは、様々な知識や技術、アイデアを持つまちづくりの主体（市民、議会、行政）がそれぞれの役割と責任を担いつつ、積極的、継続的に活躍することができる場を広げ、連携・協力してまちづくりの取り組みを進めていくことが一層重要になります。
- 平成23年に制定した「瑞穂市まちづくり基本条例」では、市民一人ひとりがまちづくりの主役であり、より開かれ、より元気に満ち、より安心して暮らせる誰もが住みたくなるまちづくりの実現を目指しています。
- より開かれ、より元気に満ち、より安心して暮らせる誰もが住みたくなるまちづくりに向けた取り組みを進めていくためには、当市で暮らす人々が、思いや目標を共有することが重要です。また、年齢や性別を問わず、多くの市民がそれぞれが持つ知識や技術、経験を活かし、地域の一員として様々な分野において活躍できる環境を整えるとともに、市民と行政の連携を進めることができる資質を備えた職員の養成が必要になります。
- 若者や子育て世代、本市の将来を担う子どもたちや豊富な経験を持つ高齢者、市民生活を支える民間企業や市民活動で活躍するNPOなど、様々な世代や立場の市民と「対話」の機会を設け、得られた意見やアイデアを有効に活用しながら、市民と連携したまちづくりを進めていく必要があります。
- 自治会加入率の低下による地域の連帯感の希薄化や、市政イベントへの若者の参加率の低調傾向は、まちの将来に大きく影響を与えるものと考えられ、未来を担う子どもや若い世代が様々な分野のまちづくりに関わっていく意識醸成やまちづくり活動に関わる機会を増やしていくことが求められます。
- ICT技術の進化により、若い世代にとっての身近な生活便利ツールとして情報機器が広く普及し、これまでの広報誌、ホームページなどの情報提供媒体以外にも様々な情報伝達手法が増えているため、市民がより身近にまちづくりに関する情報を入手できる環境整備を進める取り組みが求められます。
- 市民、自治会、コミュニティ、NPO、ボランティア、事業者、行政などの相互連携を図り、市民の地域やNPO活動への自主的な参加を促進するための適切な支援を行うなど、市民が活動しやすい環境を整えることにより、市民活動の活性化を図る必要があります。更に、本市としては、NPOや団体が公共サービスの担い手として自主性や自律性を確立し、自らの社会的信用度を高められるような支援する必要があります。

2. 目指すべきまちの姿

- 市民（特に若い世代）参加・参画する機会が充実し、自主的にまちづくりに参加・参画するまちになっています
- 市民（すべての主体）と行政がお互いの立場を尊重、信頼し、協力するまちになっています。

3. 施策

＜主な事業＞

（１）魅力ある情報発信

- ・若い世代の市政への関心を高めるため、まちづくりや市政に関する情報を積極的に提供するなど、市民に伝えるべき情報と市民が欲しい情報とのバランスに留意しつつ、新たな情報提供手法を取り入れながら魅力ある情報発信を進めます。

○情報発信充実事業（広報みずほ、ホームページ等による情報提供の充実、情報発信に関するガイドライン策定事業）

（２）市民の参加・参画機会の充実

- ・市政方針決定への市民の積極的な参画を促し、アイデアや意見の市政への反映を推進します。
- ・市民がそれぞれの立場でまちづくりに関わっていくためのステップアップの仕組みや、新たな市民参加の手法を検討し、若い世代が参加しやすい環境の整備に向けた取り組みを進めます。

○まちづくり基本条例推進事業（ガイドライン策定、市民ワークショップ、ワールドカフェ等の開催）

（３）まちづくりの担い手育成

- ・多様な市民が地域社会の一員であることを意識し、地域を良くしていくために自らができることを考え、活動することができるよう啓発を行います。
- ・まちづくりに関するセミナーの開催や相談員の設置により協働への意識向上を図ります。
- ・まちづくりの担い手と連携を進める職員に対し、研修などを通して協働への意識改革や能力の向上に取り組みます。

○まちづくり基本条例推進事業（まちづくり活動組織の育成、まちづくり人材バンクまちづくり人材養成講座）

4. 目標指標

	単位	現状値	目標値	
			５年後	１０年後
広報、ホームページの情報満足度 （「満足している」と答えた人の割合）	%	—	20	30
若い世代（40歳以下）の市政への参加・参画割合 （審議会・ワークショップなど）	%	—	15	25
まちづくり人材バンク登録者	人	—	150	300

●関連計画

瑞穂市まちづくり基本条例

1. 現状・課題

- ICT技術の進展により情報機器の利便性が向上するなか、市民の生活様式の変化や情報通信技術の進展により、さらに質の高い行政サービスを受けられる環境の整備や効率的な事務運営、職員の能力向上などが求められています。
- 市民ニーズを的確に把握し、利便性の高い窓口サービスのあり方を検討するとともに、事務事業の効率化や窓口サービスの向上はもとより、地域活動を促進するコミュニケーションツールとして情報通信技術を活用していく必要があります。
- マイナンバー制度の施行に伴う個人番号カードの利用が始まっており、制度の適正な運用と、行政サービスの向上に向けたカードの利活用が各自治体に求められています。
- 利便性が向上する一方で、情報ネットワークへの不正侵入など、犯罪や個人情報の流出などの問題が懸念されています。大切な市民の情報を守るとともに、市民ニーズの多様化・高度化に対応した安全で快適な情報環境を整える必要があります。

2. 目指すべきまちの姿

- 大切な資産である行政情報が適正に管理され、行政サービスなど市民の利便性が向上したまちになっています。

3. 施策

<主な事業>

(1) 行政サービスの情報化推進

- ・ワンストップ行政サービス（総合窓口）で利用できる手続きを拡充するため、各種情報システムなどの見直しを行うとともに、業務の流れや情報システム全体の最適化を図ります。
- ・情報化への対応とともに、事務事業の抜本的見直し、経費の削減に努め、効率的効果的なサービスを展開していきます。
- ・個人番号カードには本人確認の手段としての利用に加え、多目的な利用が想定されていることから、行政サービスへの利活用を推進し、利便性の向上を図ります。

○行政サービス情報化推進事業

(2) 情報セキュリティ体制の強化

- ・情報セキュリティ対策やその運用について、専門的知識を持った第三者が客観的に評価を行う「情報セキュリティ監査」を定期的実施します。

○情報セキュリティ対策事業

4. 目標指標

	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
個人番号カードの多目的利用サービス数	件	0	3	10
情報セキュリティ研修受講率	%	50	70	90

●関連計画